

おおいた建設人材共育ネットワーク設置要綱

(名称)

第1条 本会は、おおいた建設人材共育ネットワーク（以下「ネットワーク」という）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、次代を担う実践力と創造力を備えた建設人材を産学官が共同して育み、地域に定着・還元することを通じて、建設産業の活性化と技術者・技能者の社会的地位の向上を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員が実施する研修・広報事業等の情報交換、情報共有および利活用促進
- (2) 会員が有する教育・研究資源の相互有効活用
- (3) 建設人材の確保・育成等にかかるアクションプログラムの策定、実施に向けた相互調整、活動協力および支援
- (4) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 会員とは、ネットワークの趣旨および目的に賛同する別表－1の団体をいう。

2 ネットワークに参加できる団体は、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 大分県内に所在する建設業関連団体もしくは人材育成支援活動団体
- (2) 建設系学科を有する大学、高専、工業高校
- (3) 国および地方自治体
- (4) その他、幹事会が必要と認めた団体

(参加および退会)

第5条 ネットワークに参加を希望する団体、もしくはネットワークからの退会を希望する団体は、幹事会の承認を受けるものとする。

(役員)

第6条 ネットワークには次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 9名

2 役員は会員の互選により選出するものとし、総会において決定する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 会長はネットワークを代表し、会務を統括する。

5 副会長は会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。

(総会)

第7条 総会は定期総会および臨時総会とし、会員から選出される各1名の代表者をもって構成するものとする。

2 総会の開催は、会長の要請により事務局が招集し、その議長は会長が務める。

3 定期総会は年1回開催する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上が要求したときに開催する。

(総会の議決および報告事項)

第8条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 役員決定

(2) 活動計画の決定

(3) 要綱の改正

(4) 解散

(5) その他、総会が特に必要と認めた事項

2 総会による判断、決定、承認その他意思決定は、出席者の過半数の合意をもって議決するものとする。

3 総会において次の事項を報告するものとする。

(1) 活動実績

(幹事会)

第9条 ネットワークの運営方針や活動内容を審議し決定するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第6条に定める役員で構成するものとし、幹事長は会長が兼ねる。

3 幹事会はアドバイザーを置くことができる。アドバイザーはネットワークの活動についての助言を行うものとする。

4 幹事会の開催は、幹事長の要請により事務局が招集するものとし、3分の2以上の役員またはその代理の出席をもって成立する。

5 幹事会の議長は、幹事長が務める。

6 幹事会による判断、決定、承認その他意思決定は、出席者の3分の2以上の合意をもって議決するものとする。

(作業部会)

第10条 第3条に掲げる活動を計画、実施するときは、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の名称、所掌事務は、幹事会が別に定める。

3 作業部会の構成員(以下「部会員」という)は、会員の互選により選出する。

4 作業部会には、部会員の協議により定めた部会長を置く。

5 作業部会の開催は、部会長が招集するものとし、そのときの出席者をもって成立する。

6 作業部会は、必要に応じて関係する作業部会と合同の会議を開催することができる。

7 作業部会は、その協議経過および結果について、幹事会に報告するものとする。

(事務局)

第 11 条 ネットワークの庶務等を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、公益財団法人大分県建設技術センターならびに大分県建設産業団体連合会に設ける。

3 所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) ネットワークの総会、幹事会（以下「会議等」という）の招集に関すること

(2) 会議等の資料作成に関すること

(3) ネットワークの庶務に関すること

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

おおいた建設人材共育ネットワーク 会員一覧表

会 員 名	担当窓口
国立大学法人 大分大学	工学部 福祉環境工学科 建築コース
日本文理大学	工学部 建築学科
独立行政法人国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校	都市・環境工学科
大分県立大分工業高等学校	土木科、建築科
大分県立鶴崎工業高等学校	建築科
大分県立日田林工高等学校	建築土木科
大分県立中津東高等学校	土木科
大分県立佐伯豊南高等学校	工業技術科
大分県建設産業団体連合会	
(一社)大分県建設業協会	
(一社)大分県測量設計コンサルタント協会	
国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所 大分川ダム工事事務所	
大分県	教育庁 高校教育課 土木建築部 土木建築企画課、建設政策課
大分市	総務部 契約監理課
別府市	建設部
佐伯市	建設部 建設課
日田市	土木建築部 土木課
中津市	建設部 道路課
(公財)大分県建設技術センター	技術部 研修情報課